

タイ王国  
商標審査基準  
商標に関する審査・異議マニュアル  
B. E. 2559 (2016 年)

目次

第 1 章 商標の定義

第 2 章 登録可能な商標

第 6 条

第 1 部 識別性のある商標

第 7 条 (1)

第 7 条 (2)

第 7 条 (3)

第 7 条 (4)

第 7 条 (5)

第 7 条 (6)

第 7 条 (7)

第 7 条 (8)

第 7 条 (9)

第 7 条 (10)

第 7 条 (11)

第 2 部 商標の不登録事由

第 8 条 (1)

第 8 条 (2)

第 8 条 (3)

第 8 条 (4)

第 8 条 (5)

第 8 条 (6)

第 8 条 (7)

第 8 条 (8)

第 8 条 (9)

第 8 条 (10)

第 8 条 (11)

第 8 条 (12)

第 8 条 (13)

第 3 部 商標の同一性又は類似性についての審査

第 13 条  
商標の調査

同一又は類似商標の登録  
第 27 条

第 17 条に従う命令の審査

注意：

## 第1章 商標の定義

商標法(No. 2)B. E. 2543 及び商標法(No. 3)B. E. 2559 によって改正された商標法 B. E. 2534 第4条において定義されている標章，商標，サービスマーク，証明商標及び団体商標の意味は，次のとおり：

「**標章**」とは，写真，図案，図形，ブランド，名称，言葉，テキスト，文字，数字，署名，色彩の組合せ，物体の外形若しくは形状，音又はこれらの組合せであって，以下のものをいう。

1. 写真とは，発生した事象を写真処理技術で生成したものをいう。
2. 図案とは，発生した事象若しくは想像を描画処理で生成したもの，コンピュータグラフィック又はその他のツールにより生成した図をいう。
3. 図形とは，自然に又は一般に存在するものとは異なる創作された図をいう。
4. ブランドとは，模様を含むものであって多くの態様に創作された標章である。
5. 名称とは，自然人，法人又は機関を表すために使われる言葉である。
6. 言葉とは，意味を有する場合も有しない場合も，子音と母音を組合せたものをいう。
7. テキストとは，短い内容のものをいう。
8. 文字とは，いかなる言語においてもその文字をいう。
9. 数字とは，いかなる言語においてもその数字をいう。
10. 署名とは，自然人の名前を表す線状のものである。
11. 色彩の組合せとは，明るい色彩や濃い色彩を問わず2つ以上の色彩の結合を意味する。
12. 物体の形状又は外形とは，幅，長さ，深さで表現される物体の形状又は外形を有する標章を意味する。
13. 音とは，人間の声，動物の鳴き声，音楽又はその他の音を意味する。
14. 上記1から13までに述べられた標章の1又は複数の種類の組合せ。

「**商標**」とは，特定の事業体が所有する商標が付された商品を他の事業体の商標が付された商品から識別するために，商品に関連して使用される標章をいう。

【例】



「**サービスマーク**」とは，特定の事業体が所有するサービスマークが付されたサービスを他の事業体のサービスマークが付されたサービスから識別するために，サービスに関連して使用される標章をいう。

【例】



(航空会社)



(検索エンジン)



(食品飲料会社)

「証明商標」とは、特定の事業者が所有し、他の事業者の商品若しくはサービスに関連して又はその上に使用される標章であって、当該商品の出所、組成、製造方法、品質若しくはその他の特徴を保証し又は当該サービスの性質、品質、方式若しくはその他の特徴を保証するものをいう。

【例】



(ジャスミン米の保証)



(安全農業生産工程の保証)



(イスラム食品の保証)

「団体商標」とは、同じグループの会社若しくは企業によって又は協同組合、生協、同盟、連合、グループ若しくは何れかの公的若しくは私的機関の構成員によって使用される商標又はサービスマークをいう。

【例】



(Siam セメントグループ)



(MiTR PHOLグループ)



(SANTIBURI グループ)

## 第2章 登録可能な商標

### 第6条

登録できる商標とは次に該当するものをいう。

- (1) 「識別性」のある商標
- (2) 本法に基づき禁止されていない商標
- (3) 他人が登録した商標と同一でも類似でもない商標

## 第1部 識別性のある商標

### 標章自身に識別性があるもの

#### 第7条第1段落

識別性を有する商標とは、商標であって、公衆又は使用者が、その商標が使用されている商品が他の商品とは異なることを識別することを可能にするものである。

第7条第1段落に従えば、識別性のない商標とは以下のものである。

#### 1. 一般的な記述的表現からなる標章

【例】

เทคโนโลยีเพื่อชีวิต

NATURAL DEFENSE  
2-WAY POWDER FOUNDATION

รสชาติเต็มร้อย น้ำตาล 0 %

TREAT THE CONDITION. TRANSFORM THE LIFE |

2. 一般用語であって、国際若しくは保証を表現する用語又は商品そのものを表現する用語等。

【例】

International

GUARANTY

NSERIES

NINEMILLION

NANO

ECO

สีเขียว

GREEN

3. 登録官が告示(別紙)で公表した取引における一般的表現

#### 第7条第2段落

下記の基本的特徴の何れかを有している又はそれによって構成されている商標は、識別性を有するとみなす。

## 第7条(1)

個人名，通常の表記によらない自然人の姓，法人の正式名称であって当該事項に関する法律に従っているもの又は特別な様式で表示されている商号

### 1. 登録可能な個人の名前は，次のように考えなければならない：

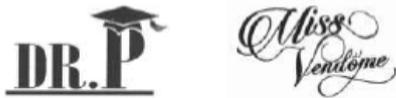
1.1 肩書とともに提示される個人の名前であって姓がないものは，特別な態様で表現されている場合(肩書の権利放棄なし)に登録できる。

肩書は，人の名前の前に置かれる語であり，例えば，Mr.，Mrs.，Ms.，Dr.，Prof.，Asst. Prof.，Lt.Gen.，Gen.，Lt.，Chao Phraya，Phra，Luang，Khun，Muen，M.C.，M.R.，M.L.，のようなその人の地位，学位，階級，名誉ある称号又は貴族の階級を示す。外国語で書かれた名前の肩書も含まれる。

【例】(登録できない個人名)

Mr. Amnuay, Dr. Montri, Ms. Somsri

【例】(登録可能な個人名)



1.2 個人の名前であって肩書や姓のないものは，識別性のある特徴を有しなくても登録可能である。

【例】

Amnuay, Montri, Somsri

ただし，上述のすべての名前は，商品の特徴又は品質に直接の関連がないこと。

### 2. 登録可能な姓は，次のように考えなければならない：

2.1 特別な態様で表現されなければならない。

2.2 一般に知られている姓であってはならない(一般に知られている姓は，特別な態様で表現されていても登録できない)。

【例】(登録できないありふれた姓)

ดิณสุลานนท์      ศิลปอาชา      **NOBEL**

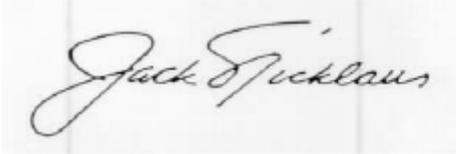
ただし，上述のすべての名前は，商品の特徴又は品質に直接の関連がないこと。

3. 登録可能な人の氏名は、次のように考えなければならない：

3.1 特別な態様で表現されなければならない。

3.2 当該人又は当該人が死んでいる場合その両親、相続人又は配偶者のいずれかから許可を得なければならない。

【例】（登録可能な人名）



ただし、上述のすべての名前は、商品の特徴又は品質に直接の関連がないこと。

4. 登録可能な法人のフルネームは、次のように考えなければならない：

4.1 法人のフルネームとは、法人格識別を有する法人名を意味する。ただし、法人が外国法に基づいて登録されている場合、その法人名は、法人格が提示されていなくても、法人名とみなすことができる。審査は、委任状に明記された所有権に従って行われる。

4.2 法人名は特別な態様で表現される。

【例】



ただし、上述のすべての名前は、商品の特徴又は品質に直接の関連がないこと。

5. 登録可能な商号は、特別な態様で表現されなければならない

商号とは、商店、店舗、商業事業、機械事業のような事業において明確に識別できる事業体によって使用される名前である。

【例】



ただし、上述のすべての名前は、商品の特徴又は品質に直接の関連がないこと。

## 第7条(2)

商品の特徴又は品質について直接言及せず、かつ、大臣の告示により定められた地理的名称でないこと、

「商品の特徴を直接言及」とは、需要者がその標章を見たとき、需要者がその標章を用いた商品の外観、形状、大きさがどのようなものであるかを直ちに把握又は理解することを意味する。

「商品の品質を直接言及」とは、需要者がその標章を見たとき、需要者がその標章を用いた商品が有する品質、効用、特徴がどのようなものであるかを直ちに把握又は理解することを意味する。

商品の特徴又は品質を直接示すことの審査において、審査官は標章の意味に対する結論を導く際に、情報収集又は仮説において誇張した想像力又は企画をしてはならない。

### 1. 商品の特徴や品質を直接示す単語や用語とは次のようなものである：

1.1 外国の発音によって記載された用語を意味する又は含む単語又は用語若しくは表現(音訳語)

【例】

**KEEP COOL**

商品：軽量フィルターフィルム

**AROY-SURE**

商品：調味料製品

1.2 文法的に誤ったスペルを意図的に使って記述した単語又は用語

もし発音から考えるならば、単語又は用語が商品の外形又は品質を直接示す意味を有するものと理解できるもの。

【例】

**QUICSEAL**

商品：建築材料

**ABSORBAG**

商品：強力乾燥

1.3 単語又は2つの単語を組み合わせた用語であって商品の外観又は品質を直接表現するもの

【例】

**Clearview**

商品：コンタクトレンズ

**MAXCLEAN**

商品：食器洗い洗剤

1.4 商品の特徴又は品質を直接示さない単語又は用語。そのような単語又は用語は、特別な態様で表現されていても登録できない。

【例】



サービス：食品と飲み物



サービス：食品と飲み物

## 2. 単語又は用語は地理的名称であってはならない。

地理的名称は、地理的名称についての登録に関する商務省告示(別紙)で指定されているように、タイ及び海外の両方の地理的位置にちなんで名付けられた名称である。

地理的名称は、その特徴から次のように考えられる：

- 2.1 地理的名称は、特別な態様で表現されていても登録できない。
- 2.2 他の言語の発音から派生した地理的位置の名称を音訳した語は、地理的名称とみなす。

【例】

**KunLun**

**KRUNGTHEP**

中国新疆地区の山脈名“崑崙”からの翻訳      タイの首都バンコクの通称

Samui

**Fuji**

Samui はタイの島の名称

日本の富士山

## 第7条(3)

### 創作された語

創作された語句は、新しく作成された語であって、定義も意味もない語句である；意味のある語と意味のない語の組合せも含まれる。

【例】(創作された語句)

**Canon**

**REVLON**

**คอนเน**

3. 次の特徴を有する語は、創作された語句とはみなさない。

3.1 意図的にスペルミス又は文法的な誤りがあり、発音が意味のある語として理解でき、その意味が商品の特徴又は品質を直接示さない語は、創作された語句とはみなさない。

【例】（意図的にスペルミス又は文法的な誤りがある語句）

**Zuper Klean**



物品： 清掃用クリーム  
意味： 大変清潔

物品： 冷蔵庫  
意味： イケテルデザイン

**Nature Kare**



物品： 肌の手入れ  
意味： 肌を自然に手入れ

物品： コメ  
意味： 安価

3.2 2つ以上の意味のある語を任意の形式で組み合わせた語であり、その意味がその商品の特徴又は品質を直接示さない語は、創作された語句とはみなさない。

【例】（意図的にスペルミス又は文法的な誤りがある語句）

**POPSCENT**

PlayOnline

物品： 香水  
意味： 人気の香り

物品： コンピューターゲーム  
意味： オンラインゲーム

3.3 特別な態様又は美的デザインで表現された、商品の特徴若しくは品質を示す語又は地理的名称は登録できない。

#### 第7条(4)

##### 装飾化された文字又は数字

4.1 装飾化された文字は、如何なる言語の文字又はその発音をも意味する。装飾化された文字は、次の特徴を有すると考えられる：

4.1.1 相互に密着している文字

- 4.1.2 寸法が厚い又は深い文字
- 4.1.3 模様として描かれている文字
- 4.1.4 影として重なる文字

【例】装飾化された文字



4.2 装飾化された数字は、あらゆる言語の数字又はその発音を意味する。装飾化された数字は、次の特徴を有すると考えられる：

- 4.2.1 相互に密着している数字
- 4.2.2 寸法が厚い又は深い数字
- 4.2.3 模様として描かれている数字
- 4.2.4 影として重なる数字

【例】装飾化された数字



#### 第7条(5)

特別な様式で表示されている、色彩の組み合わせ；

- 1. 色彩の組合せとは、明るい色彩又は暗い色彩の何れであっても次のような特徴のない色彩の2つ以上の組合せを意味し、特別な様式で表現される：
  - 1.1 家具に使用される木材のベージュ色のような商品の自然な色彩
  - 1.2 店頭の照明の組合せのような商品の操作又は使い方による色彩
  - 1.3 様々な色彩のストライプ、集合スタイル、国旗のような配置された色彩見本

#### 特別な様式で表示された色彩の組合せ

特別な様式で表わされた色の集合とは、垂直又は水平の通常の間又は細片とは異なる特別な特徴を有する色彩の組合せを意味する。

【例】（色彩の独特な組合せ）



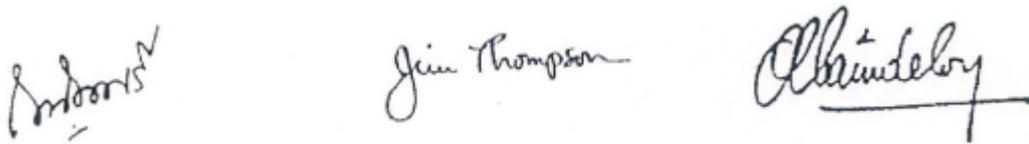
第7条(6)

出願人又はその事業の前任者の署名又は他人の署名であって、その許可が得られているもの

上記署名は、次のように考える：

1. その署名は、出願人の署名又は出願人の事業の前任者の署名でなければならない。
2. それが他人の署名の場合、書面による同意書を出願に添付する必要がある。

【例】（署名）



第7条(7)

表示であって、出願人又は許可を得ている他人又は故人に関するものであり、故人の場合には、その直系尊属、直系卑属及び配偶者がいる場合には、その許可を得ているもの  
出願人の肖像は、次のように考える：

1. 出願人の肖像は、それが出願人の肖像であることを確認する確認書とともに提出することを要する。
2. 他人の肖像は、それを商標として使用することについて許可する当該他人の同意とともに提出することを要する。
3. 故人の肖像は、それを商標として使用することについて当該故人の直系尊属、直系卑属又は配偶者の何れかの許可とともに提出することを要する。

【例】（肖像）



第7条(8)

創作物品

創作物品とは、デザインされ、描画され、変更され、創作され又は想像された絵図を意味する。

【例】(創作物品)



第7条(9)

画像であって、商品の性質又は品質に直接には関係しておらず、また大臣が定める地図又地理的位置の画像ではないもの

【例】



(肥料)



(餌)



(衣類)



(豚)



(ヨーグルト)



(ポークフロスと中華ポークジャーキー)

第7条(10)

形状であって商品の自然な形態でないもの、形状であって商品の技術的帰結を得るためには必要でないもの又は形状であって商品に価値を与えるものではないもの

物体の外形又は形状に類似する商標とは、その外形又は形状が幅、長さ及び深さのような寸法を示し、次の特徴を有する商標である：

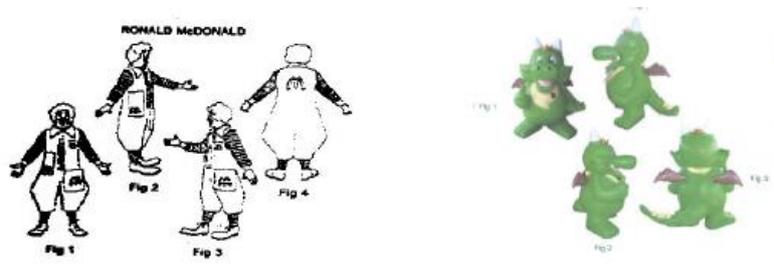
1. ラグビーボールのような商品の自然な形ではない外形又は形状
2. トイレ製品の便器のように商品の技術的結果を得るのに必要なものではない外形又は形状
3. 通常の金の延べ棒又はダイヤモンドの装飾のように商品に価値を付加するものではない外形又は形状

【例】（識別性のある外形又は形状の標章）



商品：ぶどう酒，ブランデー及びウイスキー

理由：ボトルの形状が半円形で，中央で内側に湾曲しているため，ボトルの反対側が見えることで，他のボトルの形状とは異なる



サービス：レストラン

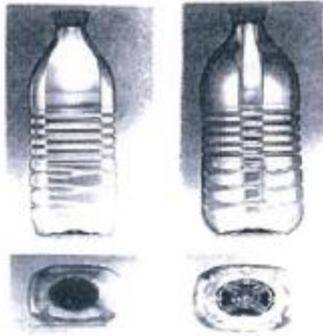
理由：外形又は形状は，登録出願される商品又はサービスとは関連がないため，識別性がある

【例】（識別性のない外形又は形状の標章）

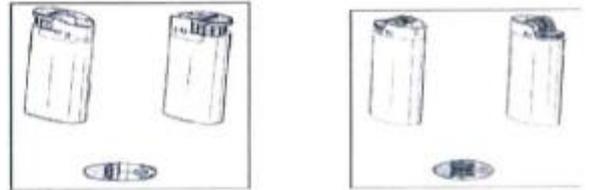


指定商品：ペン

理由：通常の形状と利用性を有する



指定商品：飲料水，ミネラルウォーター  
理由：飲料水用容器の通常の形状である



指定商品：喫煙ライター  
理由：通常の形状である

### 第7条(11)

音であって商品の性質又は品質に直接には関連していないもの、音であって商品の自然の音ではないもの又は音であって商品の機能から生じるものではないもの

音の商標は、人間の声、動物の鳴き声、音楽又は電子音のような他の音であり得る。登録可能な音の商標は、取引の共通要素に関する登録官告示で指定しているように、取引に共通するものではない。

1. 商品の特徴又は品質を直接示す音とは、乳製品の場合は牛の鳴き声、レストランのサービスの場合は魚の揚げ音のような、商品又はその特徴について記述する音を意味する。
2. アヒルの製品のアヒルの鳴き声のような、商品の自然な音
3. 自動車又はバイク製品のエンジン音、トイレ製品の水洗音のような、商品の機能に起因する音
4. 布染めサービスのペレットドラムの音、卵麺及びワンタンの木のノック音、救急車のサイレン音のような、取引に共通の音

### 第7条第3段落

使用により識別性を獲得した商標；

前記(1)から(11)までの規定による特徴を有さない商標は、大臣による通告に定められている規則に従って広く販売又は宣伝されている商品に使用されており、かつ、その規則が正しく遵守されている場合には、識別性を有するとみなす。

上述の商標の使用に関する証拠の審査は、第7条第3段落に基づく商務大臣告示(別紙)を考慮すること。

上記商務大臣の告示に基づく識別性は、以下のように証明される：

1. 商標を付した商品又はサービスの販売、頒布又は広告は、一定期間継続して販売、頒布又は広告したことが証明できなければならない。

機械工具、医療器具のような特定の分野の商品については、商務大臣の告示では、タイにおける関連する分野の公衆に十分に知られているとする。

さらに、上記告示は、当該商標がタイ国内の公衆に周知でなければならないとする。したが

って、もしその商標が外国で登録され、タイでない外国で周知であったとしても、第7条第3段落に基づく識別性があるとはみなさない。

2. ある商標のみを付すことで特定の商品又はサービスで周知となる標章がある。他の商品又はサービスでは周知の標章であると証明する証拠がない場合でも、その特定の商品又はサービスで使用する標章が周知であることを証明しなければならない。

3. 識別性があることが証明されている商標は、登録出願される商標と同一であるものとする。より具体的には、証拠に示される商標は、登録出願した商標と同一又はほぼ同一であるものとする。

標章の使用を証明する証拠の例は以下のとおりである：

1. 商品を販売した領収書の写し
2. 広告費の領収書の写し
3. 請求書又は注文書の写し
4. 企業認証の写し
5. メディア広告の証拠
6. 商品のサンプル
7. その他の証拠等

識別性がない標章であるがその標章について出願人が販売、頒布又は広告したことにより周知となり、第7条第3段落に基づく使用によって識別性を獲得したとして登録された例は以下のとおり：

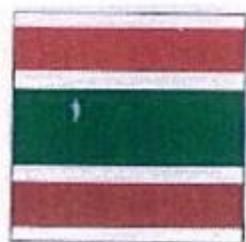
#### 【文字】



#### 【単語又はメッセージ】



【色の組み合わせ】



## 第2部 商標の不登録事由

### 第8条

次の1に該当する商標は、登録を認めない。

- (1) 国の紋章又は盾形紋章，王室の印章，公印，チャクリ王朝の紋章，王室の勲章からなる紋章及び記章，官庁印，省，事務局，局又は州の印章
- (2) タイの国旗，王旗又は公式な旗
- (3) 王室の名称，王室のモノグラム(組合せ図案文字)又は王室の名称若しくは王室のモノグラムの省略形
- (4) 王，王妃及び王位継承者の肖像
- (5) 王，王妃若しくは王位継承者又は王族を表す名称，語，言葉又は紋章
- (6) 他の国の紋章及び国旗，国際組織の紋章及び旗，他の国の首長の紋章，他の国又は国際組織の公式の紋章及び品質管理証，他の国又は国際組織の名称及びモノグラム。ただし，当該他の国又は国際組織の担当官の許可がある場合はこの限りでない。
- (7) 赤十字の公式記章及び紋章又は「Red Cross」若しくは「Geneva Cross」の名称
- (8) タイ政府，タイの政府機関，公共企業体若しくはタイのその他の政府組織又は外国政府若しくは国際機関が主催した博覧会又はコンテストで授与されたメダル，免状又は証明書の外観と同一又は類似の標章又はその他の標章。ただし，このメダル，免状，証明書又は標章がその描写を付した商品に関して出願人に実際に授与され，係る商標の一部として使用される場合を除く。
- (9) 公序良俗に反する標章
- (10) 登録商標であるか否かを問わず，大臣の告示で定める著名商標と同一の標章又は商品の所有者若しくは出所に関して公衆を混同させる虞のある商標に類似する標章
- (11) (1)，(2)，(3)，(5)，(6)又は(7)に類似する商標
- (12) 地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示
- (13) 大臣の告示で定めるその他の商標

第8条の規定により登録できない商標は，次のとおり；

#### 第8条(1)

国家の紋章又は盾形紋章，王室の印章，公的紋章，チャクリ王朝の紋章，王室の序列や装飾の徽章や記章，公の印章，省，庁，部又は州の印章

国家の紋章又は盾形紋章とは，国の紋章を意味する。



王室の印章とは、署名とともに押印される国王の印章及び国王の署名付きで発行される重要な公的文書に押印される国王の印章を意味する。



ラマ IX 国王の王室の印章

チャクリ王朝の紋章とは、チャクリ王朝の次の標章を意味する。



王室の序列及び装飾の徽章と記章



## 第8条(2)

タイの国旗、王室の標準旗又は公式旗

タイの国旗とは、各時代のタイの国旗を意味する。



王室の標準旗とは、国王の旗、王妃の旗、皇太子の旗又は摂政の旗を意味する。



国王旗



王妃旗



皇太子旗



摂政旗

公式旗とは、ボーイスカウト旗、政府機関の旗、軍旗のような政府サービスに使われる旗を意味する。



ボーイスカウト



旗軍隊旗

### 第8条(3)

王室の名称、王室のモノグラム、王室の名称又は王室のモノグラムの省略形



### 第8条(4)

国王、王妃又は皇太子の表示とは、国王、王妃又は皇太子の写真又は図形を意味する。

### 第8条(5)

国王、王妃、皇太子又は王室の構成員を表す名称、単語、用語又は紋章  
この審査は、タイ王室の状況に従って厳密に行われる。

【例】 King, Monarch, His Majesty, Rama I, Rama IX

### 第8条(6)

外国の国家の国旗及び紋章、国際機関の紋章及び旗、外国の国家を代表する紋章、外国の国家又は国際機関の公的紋章及び監督用及び証明用印章又は外国の国家又は国際機関の名称又はモノグラム。ただし、外国の国家又は国際機関の管轄機関から許可を得ている場合はこの限りでない。

「Made in Japan」のような、外国の名称又は略語に関して、当該名称又は略語が標章の要部を記述していない場合、登録官は出願人に、商標のそのような部分に対する権利の放棄を命じる。

1. 外国の国家の国旗とは、他の国の国旗を意味する。



米国の国旗



中国の国旗



カナダの国旗

2. 外国の国家の紋章とは、他の国の国家の紋章又はシンボルを意味する。



米国の紋章



中国の紋章



カナダの紋章

3. 国際機関の紋章及び旗とは、オリンピックの紋章、世界貿易機関の紋章のような、一般に知られている国際機関の紋章又は旗を意味する。



国際連合



世界知的所有権機関



オリンピック



世界貿易機関

### 第8条(7)

公的紋章及び国際赤十字の紋章及び「Red Cross」又は「Geneva Cross」の名称

1. 公的紋章とは、省、庁、部の紋章又は州の紋章など、公的な紋章であることを官報で公示され、政府の行事で使われる紋章を意味する。



商務省の印章



保健省の印章



バンコク都の印章

2. 赤十字の紋章とは、赤十字又は国際赤十字の医療及び公衆衛生サービスを示す標章を意味する。



(白地に赤又は緑色の十字，赤地に白又は青色の十字又はこれらの色に類似する図形を含む。)

商標が赤十字の紋章又は名称であるか否かの審査は，商標において誤解を引き起こす可能性のある赤十字の紋章又は名称の特徴があるか否かを審査することによって行う。そうでない場合，審査は厳しすぎないものとする。

商標の一部として白黒の十字を含む商標に関しては，商標の他の部分が登録可能である場合，十字の色彩は限定されて登録されているとみなす。

### 第8条(8)

タイ政府，タイの政府機関，公共企業体若しくはタイのその他の政府組織又は外国政府若しくは国際機関が主催した博覧会又はコンテストで授与されたメダル，免状又は証明書の外観と同一又は類似の標章又はその他の標章。ただし，このメダル，免状，証明書又は標章がその描写を付した商品に関して出願人に実際に授与され，係る商標の一部として使用される場合を除く。

### 第8条(9)

#### 公序良俗に反する標章

1. 公共の秩序又は道徳に反する標章



## 2. 公共政策に反する標章

### 2.1 公的ランクに類似する標章

【例】



### 2.2 異なる区分で登録された他人の商標を登録すること

【例】



タイの消費組合同盟の登録商標

Nongsrichan Rubber 基金組合(株)の  
登録出願商標

### 2.3 海外における他人の登録商標をタイで不正に登録すること

### 2.4 公共政策に反するその他の標章

## 第8条(10)

登録商標であるか否かを問わず、大臣の告示で定める著名商標と同一の標章又は商品の所有者若しくは出所に関して公衆を混同させる虞のある商標に類似する標章

前述の基準は、現行の一般に知られている商標の審査基準に関する商務省告示に従って審査される。登録官は、登録商標を、そのような商標が商標委員会の決議に従って又は裁判所に

よって取り消されない限り，商標登録を審査するための参照として，一般に知られている商標の通知に関する知的財産局の規則 B. E. 2548 (別紙) によって指定されている周知商標として使用できる。

**【例】 (周知商標)**



**第 8 条(11)**

(1)，(2)，(3)，(5)，(6)又は(7)に類似する商標

**第 8 条(12)**

**地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示**

「地理的表示」とは，地理的出所を表示又は示すために使われる名称，シンボル又はその他のものであって，その商品がその地理的出所に起因して特別の品質，評価又は特徴を有していることを識別できることを意味する。

もし，当該地理的出所が地理的表示法に基づいて登録されれば，標章として登録することはできない(別紙)。

**【例】**

チャイヤ：塩卵，ペッチャブーン：甘味タマリンド，スリン：ジャスミンライス，ドイツヤン：コーヒー

**第 8 条(13)**

**大臣の告示で定めるその他の商標**

商務大臣告示(別紙)によって禁止された標章に基づいて審査される。

禁止された標章とは次のようなものである：

1. 登録が禁止された標章に関する商務省告示(No. 5) (B. E. 2543) (別紙)
  - 1.1 WHO の医薬品物質の国際的一般的名称(INN)と同一又は類似の商標
  - 1.2 商品又はサービスのカテゴリ，出所又は所有権について公衆が誤解すること又は誤認することを引き起こす虞のある商標及びその記述
2. 登録が禁止された標章に関する商務省告示(No. 2) B. E. 2548 (別紙)
  - 2.1 タイの国家の象徴である，タイの象の絵図，ゴールデンシャワーの絵図，サラ・タイ(展示館)の絵図である商標

**【例】**

登録が禁止されている国家のシンボル(別紙)



ช้างไทย (Chang Thai) (Elephant) (Elephant)



ราชพฤกษ์ (Ratchaphuek) (Cassia Siala Linn.)



ศาลาไทย (Sala Thai) (Pavilion)

2.2 2.1 で述べられた国の象徴の特徴又はそれらに類似した特徴の組合せである商標。

## 第3部 商標の同一性又は類似性についての審査

### 第13条

第27条に従うことを条件とし、登録官が下記事情を認定する場合には、登録官は出願された商標についての登録を認めてはならない。

(1) その商標は、同一の類に属する商品又は他の類に属しており、同一の性質を有していると判断される商品に使用するために、他人によって登録されている商標と同一である。

(2) その商標は他人によって登録されている商標と類似しており、その商標は、同一の類に属する商品又は他の類に属しており、同一の性質を有していると判断される商品に使用されるとき、当該使用に係る商品の所有権又は出所に関し、公衆が混同又は誤認させられる虞がある。

「同一」という語は、標章が同じ特徴又は外観を有することを意味する。

「類似」という語は、商品の所有権又は出所を公衆が混同し又は誤認する虞のある類似の特徴又は外観を標章が有することを意味する。

### 商標の調査

1. 図形商標は、分類コードに基づいて調査される(ウィーン分類)

2. 文字商標は、次の4つの方法によって調査される：

2.1 文字の称呼に基づく調査

2.2 同一/類似の単語による調査

2.3 (物品などに対して)第1文字を考慮した称呼による調査

2.4 一音節毎の同義語の読みで調査

3. 音の商標は、次のような2つの方法で調査される：

3.1 人間の声、動物の鳴き声、音楽並びに電子音及び自然音のようなその他の音を含む各音カテゴリのディレクトリから調査する。

ただし、音の商標は、複数のカテゴリの音の組合せであり得る。

3.2 語の発音の音は、当該語のディレクトリでチェックされる。例えば、「Rak Khun Tao Faa」という音は「Rak Khun Tao Faa」のディレクトリでチェックされる。

商標の同一又は類似については次のように考える：

1. 標章の外観

1.1 図形商標は、以下のように判断する：

【例】



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



1.2 文字商標は、マークに結合された文字又は特徴及び当該語の発音を考慮する。

【例】



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している

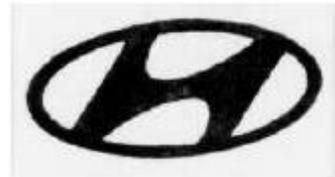


1.3 文字又は数字は、そのデザインの外観を考慮する。デザインに識別性がある場合、その商標は識別性がある商標とみなす。

【例】



(ホンダ)



(ヒュンダイ)

1.4 ラベル形式で提示された商標は、次のように考えることができる。

1. 商標上の創作された図形の構成が同じ意味を有し又は相互に類似している場合、商標の要部は異なっても、それらは同一の商標とみなす。
2. 商標の要部が同一又は類似している場合、他の要素が異なっても、それらは同一の商標とみなす。

【例】



左は右に類似している



左は右に類似している



左は右に類似している



上述の商標の外観の同一性又は類似性を審査した後、それらの商標の商品又はサービスの特

徴も、それらが同一であるか否かを審査される。

区分と指定商品の審査は、その商品が同じ区分であるかどうかにかかわらず、主として商品の特徴から行われる。それは次のように審査される：

1. 同じ区分で同じ特徴の指定商品

【例】

鎮痛剤(第5類)と充血除去剤(第5類)

エアコンディショナー(第11類)と電気扇風機(第11類)

Tシャツ(第25類)と下着(第25類)

銀行サービス(第36類)と保険サービス(第36類)

2. 同じ区分で異なる特徴の指定商品

【例】

肥料(第1類)と工業で使われる接着剤(第1類)

口紅(第3類)と洗剤(第3類)

鉛筆(第16類)とティッシュペーパー(第16類)

レストランサービス(第43類)と一時宿泊設備(第43類)

3. 異なる区分で同じ特徴の指定商品

【例】

ブレーキシステムで使われる液体(ブレーキ液)(第1類)と潤滑剤(第4類)

ビール(第32類)とアルコール(第33類)

コンピュータソフトウェア(第9類)とコンピュータソフトウェアデザインサービス(第42類)

テレビ放送サービス(第38類)とテレビ番組制作サービス(第41類)

4. 異なる区分で異なる特徴の指定商品

【例】

塗装(第2類)とフロアタイル(第19類)

金属はしご(第6類)とエレベーター(第7類)

ソーセージ(第29類)とパン(第30類)

航空機修理サービス(第37類)と航空機旅行サービス(第39類)

商品の記述は、商品の利用や機能について理解するために必要十分かつ明確な用語又は文章を用いて、商品区分及び役務区分(ニース分類)に従った項目分けをしなければならない。

## 同一又は類似商標の登録

### 第 27 条

第 13 条又は第 20 条第 1 段落の何れか該当する事情の下で、複数の出願がある場合において、登録官が誠実な同時使用又はそのようにすることを適当なものにする特殊事情があったと判断したときは、登録官は、複数の所有者の同一又は類似する商標の登録を許可することができる。ただし、使用の態様、場所に関する条件若しくは制限又は長官が課すことが適当と考えるそれ以外の条件及び制限を課すことを条件とする。登録官は遅滞なく、当該出願人及び登録商標所有者に対し、理由を付した書面により、その命令を通知する。

当該出願人又は登録商標所有者は、第 1 段落に基づく登録官の命令に対し、その通知の受領日から 90 日以内に、商標委員会に審判を請求することができる。

第 2 段落に基づく委員会の決定は最終的とする。

第 27 条に定められている登録の付与に従って、登録官は以下を考慮して、当該措置を実行する：

(1) 商標が公正に、複数のユーザーによって同時に使用されているか否かを審査するには、次の基準を使用して行われる：

1. 各ユーザーは、同時に製品に商標を使用していたか又は他のユーザーが登録する前に、商標を使用していたこと。

2. ユーザーは他人の商標を模倣する意図がないこと。

この基準は、創作された語句、創作された図形、文字フォントのような商標の外観を、それらが同一又は類似しているか否かを調べることによって審査する。

3. ユーザーは、自身と同一又は類似の商標を所有している別のユーザーがいることを知らないこと。

(2) 次のように考えられる特別な事情がある：

1. 更新されていないが継続的に使用されている商標

2. 商品がタイで一般に知られるまでに、商品が取引され、リリースされ又は宣伝されており、かつ、他の商標ユーザーが商標使用権に関する紛争を解決していない。

3. 商務省告示の発行により、商品カテゴリが変更され、その結果、当該商標使用者の商品が同じ特徴を有する可能性があることが認められる、又は

4. 第 51-1 条の第 2 段落で定められている譲渡人、譲受人又はすべての相続人によって発行された登録許可書が提出される。当該登録を付与すると、登録官は、使用の方法又は場所に関する条件及び制限を決定する場合がある。

ただし、登録官は、出願人が述べた当該事情の事実及び原因並びに文書及び証拠を、ケースバイケースで審査する。

## 第 17 条に従う命令の審査

第 17 条に従って命令を審査することは 2 つの場合に分けることができる：

1. 登録出願される商標に、識別性のない 1 つ以上の部分が含まれ、当該部分が商標にとって要部ではない場合、登録官は、次の場合に、商標のそのような部分に対する排他的権利を放棄するように出願人に命じる：

1.1 商標が商品の特徴又は品質を直接言及する単語又は用語を含む場合、登録官は、出願人にそのような単語又は用語に対する排他的権利を放棄するように命じる。例えば、「NIVEA Soft」という語は、登録官が商標の登録を付与するものの、「Soft」という語の登録を付与することを否定する。

1.2 商標が第 7 条第 2 段落で定められている地理的名称を含む場合、登録官は出願人に、当該地理的名称の排他的権利を放棄するように命じる。例えば、「Snow Bangkok」という語は、登録官は商標の登録を付与するが、「Bangkok」という語の登録を付与することを否定する。

1.3 商標が一般的な修飾語又は一般に使用される語を含む場合、登録官は、商標のそのような部分に対する排他的権利を放棄するように出願人に命じてはならない。例えば、「BLUE MOUNTAIN」という語は、登録官は「BLUE」という語の登録を付与することを否定することなく、商標の登録を付与する。「TWIN RABBIT」という語については、登録官は、「TWIN」という語の登録の付与を否定することなく、商標の登録を付与する。

1.4 商標に変更されていない一般的な文字及び語が 1 つの語に結合されて含まれる場合、登録は、特別な態様で変更されていなくても、当該文字に対する排他的権利を放棄するように出願人に命じることなく、商標の登録を付与する。例えば、「BBIRD」という語は、登録官が文字「B」に対する排他的権利を放棄することを出願人に命じることなく登録を付与する。「K-KINE」という語については、登録官は、出願人に文字「K」の排他的権利を放棄するように命じることなく、登録を付与する。

1.5 「from China」及び「made in Japan」など、商標が商品の出所を示す語を含む場合、登録官は登録を付与し、第 8 条(6)で定められている禁止標章ではない当該語に対する排他的権利を放棄するよう出願人に命じる。第 8 条(6)で定められている禁止された標章としての商標の審査は、出願人の国籍をチェックすることによって行われる。例えば、商標が「made in USA」という語を含むが、出願人はアメリカ人ではなくタイ人の場合(国籍が商品の出所に準拠していない)、商標は第 8 条(13)で指定されている禁止された標章とみなす(商品の出所を公衆が混同することを引き起こす)。ただし、出願人が商標に表れる商品の出所の証拠を提出する場合又は出願人の国籍が商品の出所と同じである場合、登録官は登録を付与し、当該語に対する排他的権利を放棄するように出願人に命じる。

1.6 商標が、ブランド用語、ブランド名、TM(頭字語又は同じ意味を有する別の語)のような、一般に使用されている又は保護のために登録されていないことが公衆に知られている語を含む場合、登録官は、出願人に当該語の排他的権利を放棄するよう命じることなく登録を付与する。

1.7 商標が a, an, the 及び la のような冠詞を含む場合、登録官は、当該冠詞に対する排他的権利を放棄するように出願人に命じない。

**注意：**

1. 1.3, 1.4, 1.6 及び 1.7 に述べられている場合には、登録官が出願人に当該語の排他的権利を放棄するように命じていなくても、出願人は当該語の排他的権利を主張することはできない。他のユーザーは、当該組合せが他の商標と同一又は類似しておらず、かつ、商品の所有権又は出所を公衆が混同すること又は誤認することを引き起こさない限り、自身の商標において当該語を他の語と組み合わせることができる(最高裁判決 No. 14583/2557)。
2. 商標は、一部の商品又は商品のカテゴリの取引に共通する部分を含む。  
この場合は、取引における共通要素に関する登録官告示(別紙)に従って審査される。

**第 28 条に従って最初の外国出願の出願日をタイでの出願日として主張するための許可の審査**

第 28 条で定められている命令を審査するには、次の基準を使用して行われる：

1. 商標は、出願人によって遡及的権利登録(Kor. 10)で明記される。
2. 商標は、外国における遡及的権利のために登録された同じ商標でなければならない。審査は、商標の外観に焦点を当てる。例えば、商標は同じフォントで提示される。  
外国で登録された商標が色彩を伴う絵図であり、タイで登録出願された商標の色調が異なる場合、商標が色彩の組合せでない限り、それらは同じ商標とみなす。
3. 外国で登録された商標が連続商標の 1 つであり、その連続における 1 つ以上の標章がタイで登録出願された商標と同一である場合、それらは同じ商標とみなす。
4. 外国で登録された商品の一覧には、タイで登録出願されたすべての商品が含まれる。
5. 外国登録出願書の写しを提出すること。
6. 外国登録出願が、却下され、失効され又は廃止されていないことを確認する証明書が必要である。証明書は、所有者又はタイ若しくは外国の弁護士代理人の何れかによって署名することができる。